国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

(第三条関係)

玉 際連携平和安全活動の削除

国際連携平和安全活動に係る規定を削ること。

国際平和協力業務の改正

1 国際平和協力業務から、 我が国として輸送又は保管をすることが適当でないものとして政令で定め

る武器 国際平和協力業務から、 (弾薬を含む。) の輸送又は保管を除くこと。 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、 身体及び財産に対する

2

危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、 駐留、 巡回、 検問及び警護を削ること。

3 7 わゆる駆け付け警護について、 武力紛争の停止の遵守状況の監視等の業務についても行うことと

するほか、 活動関係者の範囲を国際連合平和維持活動に従事する者又はその活動を支援する者に限定

するとともに、 国際連合事務総長又は国際平和協力業務が行われる外国において国際連合事務総長

権限を行使する者からの緊急の要請に対応して行うこととし、 活動関係者が退避するためその他その

生命又は身体に対する不測の侵害又は危難から逃れるために必要な範囲のものに限るものとすること。

第二 国会の承認

(第六条関係)

自 衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務のうち、 武力紛争の停止の遵守状況の監視等の業務及び駆け

付け警護の実施について、例外なく事前に国会の承認を得なければならないものとすること。

第三 武器の使用

(第二十五条及び第二十六条関係)

1 派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官が、 宿営地に所在する者の生命又は身体を防護

するための措置をとる外国の軍隊の部隊の要員と共同して行う武器の使用に係る規定を削ること。

2 第一の二の2において削ることとした国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用に係る規定を

削ること。

第四 大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供

(第三十三条関係)

大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する自衛隊に属する物品 の提

供及び自衛隊等による役務の提供として行う業務から、我が国として輸送、修理若しくは整備又は保管

をすることが適当でないものとして政令で定める武器 (弾薬を含む。) の輸送、 修理若しくは整備又は

第五 施行期日等

一 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、 公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 経過措置等

(附則第二項関係)

この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。